

役員の新職等に関する規程

平成 31 年規程第 11 号
平成 31 年 1 月 21 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の役員の新職禁止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(兼職の制限)

第 2 条 役員（非常勤の者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 役員が営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、又は事務を行うにも、理事長の承認を要する。

(承認基準)

第 3 条 理事から前条第 1 項に基づく理事長による承認の申請があった場合の承認の基準については、人事院規則 14-8（営利企業の役員等との兼業）（昭和 25 年 10 月 2 日人事院規則 14-8）第 1 項の規定に準ずるものとする。

2 役員から前条第 2 項に基づく承認の申請があった場合の承認の基準については、職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和 41 年 2 月 10 日総理府令第 5 号）第 1 条の規定に準ずるものとする。

(承認の取消)

第 4 条 理事長は、第 2 条第 1 項又は第 2 項の承認について、それぞれ前条第 1 項又は第 2 項の基準を満たさなくなつたと認めるときには、その承認を取り消すものとする。

(非常勤の役員における就任制限等)

第 5 条 非常勤の役員は、理事長の承認のある場合を除くほか、運用受託機関（トランジション・マネジャーを含む。）若しくは資産管理機関として管理運用法人と契約を締結している事業者、これらの契約の申込みをしている事業者又はこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者の顧問又は評議員に就いてはならない。

2 非常勤の役員は、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合には、その旨をあらかじめ理事長に届け出るものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

(規程の制定又は改廃)

第7条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。